

警察庁丙生企発第26号
令和7年3月21日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局長

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、警察業務及び政府が推進する行政の各般、とりわけ取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国の経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」に向けて、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

貴協会におかれでは、本要請文を加盟員の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、周知・依頼を受けた個々の企業におかれでは、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うな

どの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案²において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・従業員数 300 人（役務提供委託等は 100 人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」、「複数年契約であり、予算の都合上、期中の警備料金改定不可」等との言い分により、受注者に不利益・不合理を強いる「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徵収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「警備員に対して休憩中に無償での対応を強要」、「交通誘導警備員に対して、建築現場作業の手伝いを強要」、「直前に発注者側の都合で一方的にキャンセルした警備業務に対するキャンセル料の不払い」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針

¹ 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成 20 年 12 月 17 日公表）
https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

² 「(令和 7 年 3 月 11 日)「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定等について」（公正取引委員会、令和 7 年 3 月 11 日公表）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

である。³

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界においては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業においては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
- (2) 受注者においては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。

以上

³ 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和 6 年 12 月公表）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf